
安全保障輸出管理について

平成29年 6月27日
名古屋工業大学
産学官連携センター

目的と手段

<目的>

我が国を含む国際的な平和及び安全の維持

<手段>

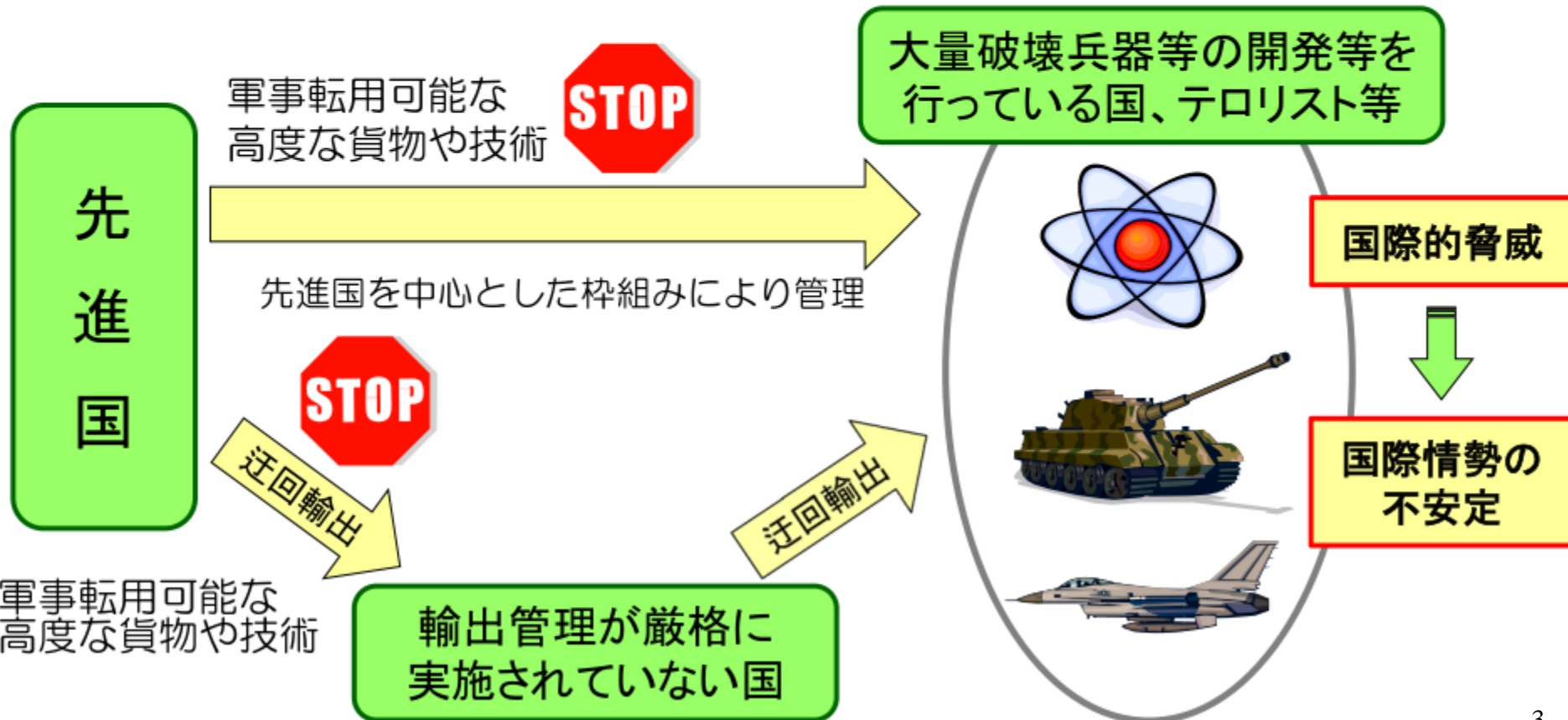
武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出等※の管理

※「輸出等」とは、貨物の輸出及び技術の提供をいう。



国際協調下での枠組み

- 先進国がもっている高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等※¹を開発等※²している国などに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化が増大。
- 通常兵器の過剰な蓄積も同様。それらの脅威を未然に防ぐために、先進国を中心とした枠組みを作って安全保障貿易管理を推進。



国際輸出管理レジームの概要

国際的枠組

大量破壊兵器関連

通常兵器 関連

国内の 枠組

条約

核兵器、生物・化学兵器
そのものを規制

核兵器関連

NPT

核兵器
不拡散
条約
Nuclear
Non-
proliferation
Treaty

・70年発効
・190カ国締約

生物・化学兵器関連

BWC

生物兵器
禁止条約
Biological
Weapons
Convention

・75年発効
・173カ国締約

CWC

化学兵器
禁止条約
Chemical
Weapons
Convention

・97年発効
・190カ国締約

ミサイル関連

通常兵器関連

国際 輸出管理 レジーム

大量破壊兵器等及び通常
兵器並びにそれらの開発
等に用いられる技術や汎
用品の輸出を管理

NSG

原子力
供給国
グループ
Nuclear
Suppliers
Group

・78年発足
・48カ国参加

AG

オーストラリア
・グループ
Australia
Group

・85年発足
・41カ国参加

MTCR

ミサイル技術
管理レジーム
Missile
Technology
Control
Regime

・87年発足
・34カ国参加

WA

ワッセナー・
アレンジメント
The
Wassenaar
Arrangement

・96年発足
・41カ国参加

外国為替及び
外国貿易法

- ・輸出貿易管理令
(貨物)
- ・外国為替令
(技術)

防衛装備
移転三原則

日本の安全保障輸出管理制度

(1) 制度の概要

法律		政 令・省 令			
外国為替及び外国貿易法（外為法）	(物) 貨物 第48条	輸出貿易管理令 (輸出令)	リスト規制 1～15項	大量破壊兵器 キャッチオール規制 (平成14年4月導入) 16項	通常兵器 キャッチオール規制 (平成20年11月導入) 16項
	第25条 役務 (技術)	貨物等省令 外国為替令 (外為令)	1～15項	16項	16項
物：機械、部品、原材料など 技術：物の設計、製造、使用に関する技術（ソフトウエアも含む）		規制になるもの 規制対象地域等	・武器 ・兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの	リスト規制以外で、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのあるもの	リスト規制以外で、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのあるもの
ホワイト国 米、加、EU諸国等の輸出管理を厳格に実施している27カ国 国連武器禁輸国 国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出が禁止されているイラク、北朝鮮、アフガニスタン等10カ国			全地域向けが対象	ホワイト国を除く全地域向けが対象	国連武器禁輸国向けが対象 ※特定の品目については、ホワイト国を除く全地域が対象

日本の安全保障輸出管理制度

(2) リスト規制

リスト規制とは、武器や国際的な輸出管理の枠組みで合意された兵器に転用可能な高度技術の汎用品について規制するもので、安全保障輸出管理関連政省令※で対象品目とその技術が規定されています。貨物の輸出や技術の提供を行う場合には、規制内容を一覧にした「貨物・技術のマトリクス表」等で確認して、規制に該当する場合は経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(貨物・技術のマトリクス表は経済産業省 安全保障輸出管理ホームページに掲載されています)

<経済産業省 安全保障貿易管理HP / <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>>

※輸出管理貿易令別表第1 + 外国為替令別表 + 貨物等省令を「規制リスト」と呼んでいます。

日本の安全保障輸出管理制度

(3) キャッチオール規制

リスト規制に該当するもの以外で、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある貨物等については、経済産業大臣の許可が必要になります。

これら貨物の輸出や関連する技術の提供を行う場合には、以下の点を確認しておくことが必要です。ただし、相手先が米国やカナダ、EU諸国等のように我が国と同様に厳格な輸出管理を実施しているホワイト国（注1）の場合は、キャッチオール規制の対象外となります。

- ① 技術や貨物が大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがあるか？
- ② 相手先が国連武器禁輸国（注2）の場合、技術や貨物が通常兵器の開発に使用されるおそれがあるか？
- ③ 相手先が大量破壊兵器の開発等に従事していないか？
或いは相手先が国連武器禁輸国、外国ユーザーリスト掲載機関か？

（注1）ホワイト国・・・「輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域」

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ
の合計27ヶ国

（注2）国連武器禁輸国・・・「輸出貿易管理令別表第3の2に掲げる地域」

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン
の10ヶ国

日本の安全保障輸出管理制度

(4) 外国ユーザーリスト

経済産業省が、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となります。

※外国ユーザーリストは毎年改定されますので、必ず最新版を経済産業省 安全保障貿易管理HPで確認して下さい。

■国別の
掲載企業・組織数
(2017年5月24日)

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	7
イスラエル	2
イラン	206
インド	4
エジプト	1
北朝鮮	142
シリア	20
台湾	1
中国	53
パキスタン	37
香港	3
レバノン	3
合計	481

■外国ユーザーリスト（抜粋）

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> ・Al Qaeda ・Islamic Salvation Foundation ・The Base ・The Group for the Preservation of the Holy Sites ・The Islamic Army for the Liberation of Holy Places ・The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders ・Usama Bin Laden Network ・Usama Bin Laden Organisation 	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)		核 N

461	香港 Hong Kong	Leader (Hong Kong) International	<ul style="list-style-type: none"> ・Leader (Hong Kong) International Trading Limited ・Leader International Trading Limited 	生物、化学、ミサイル、核 B,C,M,N
462	香港 Hong Kong	Reekay Technology Limited		ミサイル、核 M,N

日本の安全保障輸出管理制度

◆制度のまとめ

- ① 法律、政令、省令の三層構造。政令は「規制対象品目」を規定し、省令は当該品目の「スペック」を規定。
※他に、告示・通達もあり。
- ② 貨物・技術に着目した「リスト規制」と用途・需要者に着目した「キャッチオール規制」の2種類。
後者は、さらに大量破壊兵器等向けと通常兵器向けに分かれる。
- ③ 「リスト規制」に該当する品目は、原則、許可申請が必要（仕向地・用途・需要者を問わない）。
※例外として、許可申請不要の場合もあり。
- ④ 「キャッチオール規制」は、「リスト規制」に該当しない品目であっても、用途・需要者に懸念がある場合や、インフォームを受けた場合には許可申請が必要になる。



【法令の趣旨】

『規制に該当する場合は、事前に経済産業大臣の許可を取得しなければならない』ということである。

なぜ大学において輸出管理を行う必要があるか

1. 大学・研究機関のハイテク技術は、懸念国や懸念組織に狙われている

目的	我が国を含む国際的な平和及び安全の維持 「武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐ」
----	--

大学における学術的な国際交流事業が我が国と世界の安全を脅かすことなどあるのだろうか

私の研究分野は、兵器等にかかわるようなものではない。大学において輸出管理に関係するのは、特殊な研究分野の研究者だけだろう。

安全保障を取り巻く環境

・テロ活動は全世界で頻発！

・大量破壊兵器などの使用が現実的に！
(生物・化学兵器は比較的安価で製造が容易)

・変化する懸念国等による調達活動

- ① リスト規制品 → 非リスト規制品 + リスト規制技術(自前で製造)
- ② 軍用品 → デュアルユース品

※大量破壊兵器の製造に必要な貨物・技術の多くが軍民両用(デュアル・ユース)であり、偽装も容易。

主要機器・部品が日本で調達された国際化を利用した情報収集活動技術が意図しない形で使用される

* 懸念国やテロリストは、輸出管理が不十分な組織を狙う可能性あり

* 世界には大量破壊兵器や軍拡、テロによって世界や我が国の平和と安全とを脅かそうとしている懸念国や組織が存在しており、日本を含む世界の大学・研究機関のハイテク技術は常に狙われている

研究成果が予期せぬ形で利用されることを防止し、安心して研究活動ができるようにする

必要性(事例)

調達活動及び流出事案の例

「●国は、我が国において先端技術保有企業、防衛関連企業、**大学・研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣し、先端技術に関する情報収集活動を行っており……**」

(『警察白書(平成27年版・26年版』より)

<海外における流出事案の例(未遂を含む)>

- ①A国T大学R教授： 無人航空機に関する技術情報をC国人に違法提供し、逮捕。
- ②A国I大学C国人留学生： 軍用センサーを無許可でC国に輸出しようとして逮捕。
- ③C国人L氏： ミサイル等の誘導システムに関する技術情報を、勤務先のA国企業から盗み、C国の研究機関等にプレゼン。同氏は逮捕。
- ④ N国： C国企業から輸入したトレーラーをミサイルの発射台付き車両に改造。

【日本製品が懸念用途に使用された例】

1. 日本製の三次元測定器がリビアの核開発関連施設で発見(2004)
2. 日本製の真空ポンプが北朝鮮の核関連施設で発見(2007)

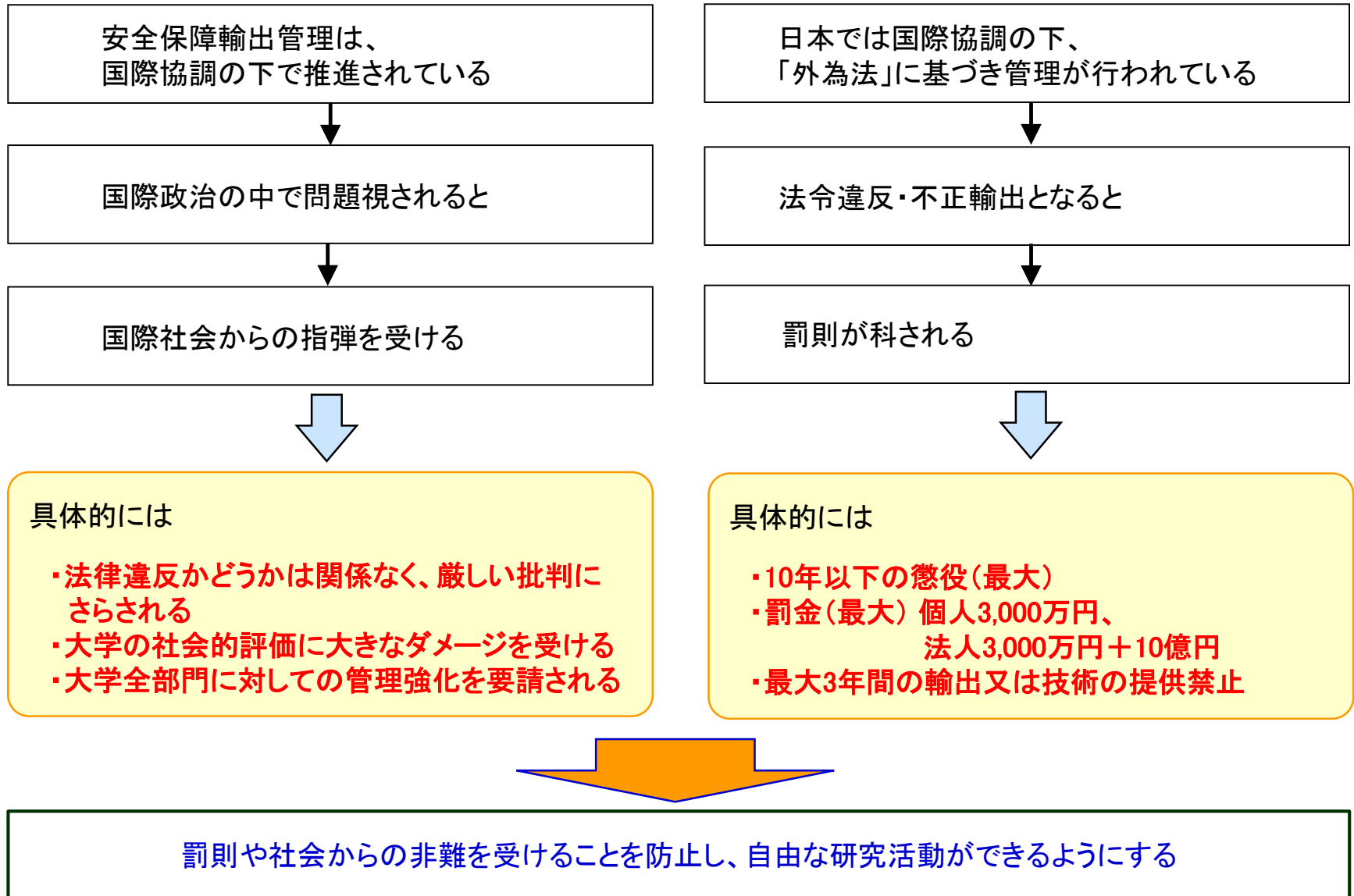
大学で起こりうる仮想事例

(予期せぬ形で提供又は利用される例)

1. 居住者扱いとなった留学生に提供した技術が、核・ミサイル開発に使われた
2. 知財推進で供与した先進技術が、近隣国の軍拡に使われた
3. C国人教授が、人民解放軍系研究所と軍事関連共同研究を行っていた
4. 研究交流協定を結んでいるC国の大学による軍事技術開発に、当方の技術が使われてしまった
5. 論文発表した遺伝子研究内容が、懸念国の生物兵器開発に使われた
6. 防衛省との共同研究内容が、大学経由で近隣懸念国に漏れていた
7. 研究室の研究データを丸ごと盗まれ、近隣国に流出してしまった
8. 原子力関連の出願特許情報をもとにして懸念国が核開発を進展させた

なぜ大学において輸出管理を行う必要があるか

2. 大学と他の研究者を含めた個人の教育・研究活動を守る



輸出管理では何をしたら良いか

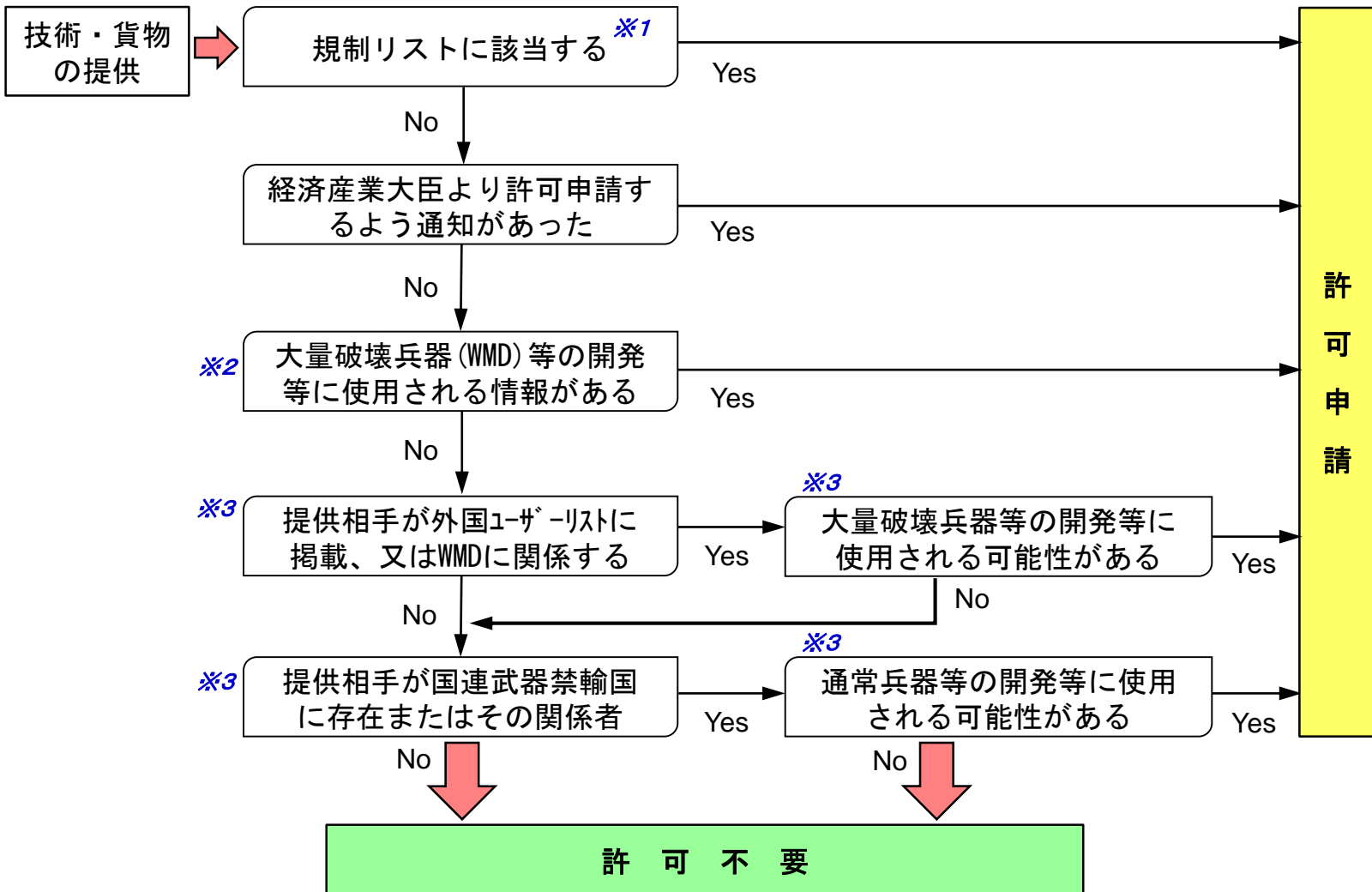
- 様々な場面で発生する輸出・技術提供に対し、安全保障上の懸念がないかを確認し、適切な対応をする

【輸出管理の対象となる大学での様々な場面】

輸出・技術提供となる機会	主な懸念点
留学生・外国人研究者の受入	<ul style="list-style-type: none"> ○大量破壊兵器や通常兵器の開発等に懸念がある国の出身者・在籍者 ○出身又は在籍している機関(大学等)が、外国ユーザーリストに掲載されている ○希望する研究と本人の専攻・専門分野が合わない ○在学中の非居住者への技術情報提供及び帰国時の技術情報の持ち出し
海外の大学や企業との共同研究	<ul style="list-style-type: none"> ○大量破壊兵器や通常兵器の開発等に関係する大学や企業(所在国含む) ○外国ユーザーリストに掲載されている大学や企業 ○支払対価・条件・方法などに好意的な内容の契約になっている ○過度の秘密保持の要求がある
研究用資機材などの持ち出し	<ul style="list-style-type: none"> ○大量破壊兵器や通常兵器の開発等に使用される可能性がある ○無償や少量のものをノーチェックで持ち出し又は送付 ○EMS送付を輸出と認識していないケースがある
施設見学・研究室来訪	<ul style="list-style-type: none"> ○目的などを明確にしない見学・来訪 ○見学者・来訪者に不明な人がいる
国際会議・展示会などへの出席	<ul style="list-style-type: none"> ○大量破壊兵器や通常兵器の開発等に懸念がある国で開催される非公開会議 ○外国ユーザーリストに掲載されている機関が主催する非公開会議 ○研究成果物等の安易な持ち出し
海外の大学等との情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ○学生が交換する情報の管理 ○電話や電子メールで行う情報交換 ○クラウドコンピューティングシステムを利用した情報交換

輸出管理では何をしたら良いか

確認（審査）の手順



※1 技術又は貨物の内容についての確認

※2 用途についての確認

※3 相手先(需要者)と懸念用途についての確認

輸出管理では何をしたら良いか

※1. 技術又は貨物の内容についての確認(規制リストに該当するか否か)

- ① 規制リスト品目一覧から関係のある品目を選択し、該当項番を確認する。
(技術=対象となる品目の「設計」・「製造」・「使用」に関する情報)

<注意事項>

※複数の項番によって規制される場合がある!

(例) ロボット: 2項(15), 6項(7), 12項(5), 14項(7)

※一般的に使用されている名称がリストに記載されていない場合がある!

(例) 一般使用名称: GPS

規制リスト: 4項(18)「**アビオニクス装置**又はその部分品」

～貨物等省令第3条19号

「アビオニクス装置」であって、次のいずれかに該当するもの
イ～ロ(略)

ハ **衛星航法システムからの電波を受信する装置**であって、
次の(一)若しくは(二)に該当するもの又は……………

※包括した名称で記載されている場合がある!

(例) 化学製剤の原料、毒素の物質・原料
ガス遠心分離機ロータ用構造材料
光検出器・光学部品の材料物質

※技術の場合は、対象とする品目以外の項番でも規制される場合がある!

(例) 対象の技術: マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器
貨物対象項番: 7項(エレクトロニクス) / 技術対象項番: 7項(エレクトロニクス)
9項(通信)

規制リストの構成

項番	分類名
1項	武器
2項	原子力
3項	化学兵器
3の2項	生物兵器
4項	ミサイル
5項	先端材料
6項	材料加工
7項	エレクトロニクス
8項	コンピュータ
9項	通信関連
10項	センサー・レーザー
11項	航法関連
12項	海洋関連
13項	推進装置
14項	その他
15項	機微品目
16項	キャッチオール規制対象品目

名古屋工業大学 産学官連携センター

HOME センターについて イベント・セミナー 研究紹介(技術) 研究紹介(ソフトウェア) 学内教職員向け

安全保障輸出管理

- 安全保障輸出管理とは
- 名古屋工業大学の輸出管理の基本方針、体制、規程
- 名古屋工業大学における輸出管理手帳
- (※) 安全保障輸出管理に関する情報
- FAQ (よくある質問)

「規制リスト品目一覧」は、産学官連携センターホームページの安全保障輸出管理コーナー(安全保障輸出管理とは)に掲載しています。
URL: <http://tic.web.nitech.ac.jp/inside/export-management/export-definition/>

何をしたら良いか

規制リスト項番と学部・専攻との関係

規制リストの構成

学部・専攻

項番	分類名	生命・応用 化学科、 専攻	物理工学科、 専攻	電気・機械 工学科、 専攻	情報工学科、 専攻	社会工学科、 専攻	共同ナノメ ディシン科学 専攻
16項	キャッチオール規制対象品目	○	○	○	○	○	○
1項	武器	△		△		△	△
2項	原子力	△	△	○	△	△	
3項	化学兵器	○				△	○
3の2項	生物兵器	○					○
4項	ミサイル	○	○	○	○	△	
5項	先端材料	○	○	△			
6項	材料加工		○	○	○		
7項	エレクトロニクス	○	○	○			
8項	コンピュータ				○		
9項	通信関連			○	○		
10項	センサー・レーザー	○		○			
11項	航法関連			△	○		
12項	海洋関連			○	△		
13項	推進装置		△	○			
14項	その他	○		○			○
15項	機微品目	○		○			

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
1項 武器		(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉等	(49)	白金触媒	(13)	アイソスタックプレスとその制御装置
		(14)	アイソスタックプレス等	(50)	ヘリウム3	(14)	複合材料用の炉と製造装置
(1)	銃砲・銃砲弾等	(15)	ロボット等	(51)	レニウム等の一次製品	(15)	複合材料、人造黒鉛、タングステン、モリブデン、マルエージング鋼、フェライト系ステンレス鋼
(2)	爆発物・発射装置等	(16)	振動試験装置等	(52)	防爆構造の容器	(16)	加速度計、ジャイロスコop、航法装置
(3)	火薬類・軍用燃料	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	3項 化学兵器		(17)	飛行or姿勢制御装置
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(18)	ベリリウム	(1)	化学製剤の原料、毒素の物質・原料	(18)	アピオニクス装置、その部分品
(5)	指向性エネルギー兵器等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(2)	反応器、貯蔵容器、熱交換器、凝縮器、蒸留塔、吸収塔、充填機、攪拌機、多重管、ポンプ、焼却装置、空気中の物質を検知する装置、前記機器・装置の部分品	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(6)	運動エネルギー兵器等	(20)	ほう素10			(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤			(20)	ロケット・UAV発射台・地上支援装置
(8)	軍用船舶等	(22)	るつぼ			(21)	ロケット・UAV無線遠隔装置・追跡装置
(9)	軍用航空機等	(23)	ハフニウム	3の2項 生物兵器		(22)	ロケットに搭載できる電子計算機
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(24)	リチウム	(1)	ウイルス、細菌、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子	(23)	A/D変換集積回路、A/D変換器
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(25)	タングステン	(2)	物理的封じ込め装置、発酵槽、遠心分離機、クロスフロー過装置、凍結乾燥器、噴霧乾燥器、粒子状物質の吸入試験装置、噴霧器、煙霧機、前記機器・装置の部分品	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(12)	軍用探照灯・制御装置	(26)	シリコニウム			(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(27)	ふっ素製造用電解槽			(25)	音波・電波の反射・放射減少材料・装置
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等			(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レドーム
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(29)	遠心力式釣合試験機	4項 ミサイル		5項 先端材料	
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(30)	フィラメントワインディング装置等	(1)	ロケットとその製造装置	(1)	ふっ素化合物製品
(16)	兵器製造用機械装置等	(31)	レーザー発振器	(1の2)	無人航空機(UAV)とその製造装置	(2)	ビニルフルオライド圧電重合体他(削除)
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(32)	質量分析計・イオン源	(2)	ロケット誘導装置とその製造装置	(3)	芳香族ポリイミド
2項 原子力		(33)	圧力計・ペローズ弁	(3)	推進装置他	(4)	タン・アルミニウム合金成形工具
		(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(4)	しごきスピニング加工機等	(5)	タン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等
		(35)	真空ポンプ	(5)	推進薬制御装置用サーボ弁、ポンプ・ガスタービン	(6)	金属磁性材料
(1)	核燃料物質・核原料物質	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(5の2)	(5)のポンプに使用する軸受	(7)	ウランタン合金・タングステン合金
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(36)	直流電源装置	(6)	推進薬とその原料	(8)	超電導材料
(3)	重水素・重水素化合物	(37)	電子加速器・エックス線装置	(7)	推進薬の製造・試験装置	(9)	作動油(削除)
(4)	人造黒鉛	(38)	衝撃試験機	(8)	推進薬の製造・試験装置	(10)	潤滑油
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(9)	連続式混合機、バッチ式混合機	(11)	振動防止用液体
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(10)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(12)	冷媒用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(41)	冷陰極管、トリガー火花間隙、パルス発生器、パルスコンデンサ、閃光ランプ発光装置、電管	(11)	複合材料・繊維の製造装置	(13)	タンのホウ化物・セラミックの粉末・セラミック半製品・一次製品
(8)	周波数変換器等	(42)	光電子増倍管	(12)	ノズル	(14)	セラミック複合材料
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(43)	中性子発生装置	(13)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15)	ポリジメチルシリラン・ポリシラン他
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(44)	遠隔操作のマニピュレーター				
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠				
(11)	しごきスピニング加工機等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ				
(12)	1 数値制御工作機械	(47)	トリチウム				
	2 測定装置	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置				

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
5項 先端材料(続き)		(16)	半導体製造装置、試験装置等	(7)	光学器械・光学部品の制御装置	13項 推進装置	
(17)	フッ化ホリイミド・フッ化ホスファゼン	(17)	マスク・レチクルとその部分品・附属品	(7の2)	非球面光学素子		
(16)	ビスマレイド・芳香族ホリイミド他	(18)	半導体基板	(8)	レーザー発振器とその試験装置等	(1)	ガスタービンエンジンとその部分品
(17)	フッ化ホリイミド・フッ化ホスファゼン	(19)	レジスト	(8の2)	レーザー利用の音声探知装置	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(18)	繊維、プリアレジ、プリフォーム、成形品	(20)	アルミニウム・ガリウム・インジウム有機金属化合物、燐・砒素・アンチモン有機化合物	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(2の2)	(2)の制御装置・監視装置
(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ゲアニジ他	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(9の2)	水中検知装置	(3)	ロケット推進装置とその部分品
6項 材料加工		(22)	炭化けい素、窒化ガリウム/アルミニウムの基板・インゴット・プリフォーム	(10)	重力計・重力勾配計	(4)	無人航空機とその部分品・附属装置
(1)	軸受とその部分品	8項 コンピュータ		(11)	レーダーとその部分品	(5)	推進装置の試験・測定・製造装置等
(2)	数値制御工作機械			(12)	光反射率測定装置・レンズ等	14項 その他	
(3)	歯車製造用工作機械等(部分品附属品)	(1)	電子計算機・付属装置とそれらの部分品	(13)	重力計製造装置・校正装置		
(4)	アイソスタックプレス等(部分品・附属品)	9項 通信関連		(14)	光検出器・光学部品の材料物質	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(5)	コーティング装置とその部分品			(1)	伝送通信装置とその部分品・附属品	レーザー発振器用結晶	(3)
(6)	測定装置とその部分品	(2)	電子式交換装置	11項 航法装置		(4)	<削除>
(7)	ロボットとその部分品・制御装置	(3)	通信用光ファイバー			(1)	加速度計とその部分品
(8)	フィードバック装置・スピンドル	(4)	<削除>	(2)	ジャイロ스코ープとその部分品	(6)	航空機輸送土木機械とその部分品
(9)	絞リスピニング加工機	(5)	ファーズドアレーアンテナ	(3)	慣性航法装置	(7)	ロボットとその制御装置等
7項 エレクトロニクス		(5の2)	監視用方向探知機とその部分品	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(8)	電気制動シャッター
(1)	集積回路	(5の3)	通信監視装置とその部分品	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(2)	マイクロ波・ミリ波用機器・部分品	(5の4)	電波等の干渉を観測する位置探知装置	(5)	(1)-(4の2)の試験・校正・製造装置	(10)	簡易爆発装置の除去装置等
(3)	信号処理装置とその部分品	(5の5)	インターネット通信監視装置とその部分品	12項 海洋関連		(11)	爆発物探知装置・識別装置
(4)	超電導材料を用いた装置	(6)	(1)-(5の5)の設計・製造・測定・試験装置			15項 機微品目	
(5)	超電導磁石	(7)	暗号装置とその部分品	(1)	船舶(潜水艇)		
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(2)	船舶の部分品・附属装置	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(7)	高電圧コンデンサ	(9)	秘密保護機能情報通信システム(削除)	(3)	水中から物体を回収する装置	(3)	核熱源物質
(8)	エンコーダ	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(4)	水中用の照明装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(11)	(7)-(10)の設計・製造・測定・試験装置	(5)	水中用ロボット	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(8の3)	電力制御用半導体素子・モジュール	10項 センサー・レーザー		(6)	密閉動力装置	(5)	水中探知装置とその部分品
(9)	サンプリングオシロスコープ			(1)	水中探査装置、船舶用位置測定装置等	(7)	回流水槽
(10)	アナログデジタル変換器	(2)	光検出器・冷却器等	(8)	浮力材	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(11)	デジタル方式の記録装置	(3)	センサー用の光ファイバー	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(8)	潜水艇
(12)	信号発生器	(4)	映像撮影機・カメラ	(10)	水中活動妨害音波装置	(9)	船舶用防音装置
(13)	周波数分析器	(5)	反射鏡			(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(14)	ネットワークアナライザー	(6)	光学部品				
(15)	原子周波数標準器						
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置						

何をしたら良いか

「規制リスト品目一覧」の品目選択例 <セラミック>

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
1項 武器		(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉等	(49)	白金触媒	(13)	アイソスタックプレスとその制御装置
(1)	銃砲・銃砲弾等	(14)	アイソスタックプレス等	(50)	ヘリウム3	(14)	複合材料用の炉と製造装置
(2)	爆発物・発射装置等	(15)	ロボット等	(51)	レニウム等の一次製品	(15)	複合材料、人造黒鉛、タンゲステン、モリブデン、マルエージング鋼、フェライト系ステンレス鋼
(3)	火薬類・軍用燃料	(16)	振動試験装置等	(52)	防爆構造の容器	(16)	加速度計、ジャイロスコープ、航法装置
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	3項 化学兵器		(17)	飛行or姿勢制御装置
(5)	指向性エネルギー兵器等	(18)	ベリリウム	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(18)	アピオニクス装置、その部分品
(6)	運動エネルギー兵器等	(20)	ほう素10	(20)	蒸餾装置、熱交換器、凝縮機、冷却塔、充填機、攪拌機、冷却装置、空気機、前記機器	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(21)	核燃料物質製造用機器	(21)	核燃料物質製造用機器	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(8)	軍用船舶等	(22)	ろつぼ	(22)	ろつぼ	(20)	ロケット・UAV発射台・地上支援装置
(9)	軍用航空機等	(23)	ハフニウム	(23)	ハフニウム	(21)	ロケット・UAV無線遠隔装置・追跡装置
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(24)	リチウム	(24)	リチウム	(22)	ロケットに搭載できる電子計算機
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(25)	タンゲ	(25)	タンゲ	(23)	A/D変換集積回路、A/D変換器
(12)	軍用探照灯・制御装置	(26)	シリコ	5項 先端材料		(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(27)	ふっ	省略		(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(28)	ガ	(13)	チタンのホウ化物・セラミックの粉末・セラミック半製品・一次製品	(25)	音波・電波の反射・放射減少材料・装置
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(29)	遠	(14)	セラミック複合材料	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レドーム
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(30)	フ	省略		5項 先端材料	
(16)	兵器製造用機械装置等	(31)	レ	省略		(1)	ふっ素化合物製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(32)	質	省略		(2)	ビニルピクリン系圧電重合体他（削除）
2項 原子力		(33)	圧	省略		(3)	芳香族ポリイミド
(1)	核燃料物質・核原料物質	(34)	ソレ	省略		(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(35)	真空	省略		(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等
(3)	重水素・重水素化合物	(35の2)	スクロ	省略		(6)	金属性磁性材料
(4)	人造黒鉛	(36)	直流電	省略		(7)	ウラン・チタン合金・タンゲステン合金
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(37)	電子加速	省略		(8)	超電導材料
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(38)	電子加速	省略		(9)	作動油（削除）
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(39)	衝撃試験機	省略		(10)	潤滑油
(8)	周波数変換器等	(40)	高速度撮影が可能	省略		(11)	振動防止用液体
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(41)	高速度撮影が可能	省略		(12)	冷媒用液体
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(42)	干渉計・圧力測定器・圧	省略		(13)	チタンのホウ化物・セラミックの粉末・セラミック半製品・一次製品
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(43)	干渉計・圧力測定器・圧	省略		(14)	セラミック複合材料
(11)	しごきスピニング加工機等	(44)	冷陰極管、トリガー火花間隙、パルス発生器、パルスコンデンサ、閃光ランプ発光装置、雷管	(5の2)	(5)のポンパに使用する軸受	(15)	シリジオルガノラン・ポリシラン他
(12)	1 数値制御工作機械	(45)	光電子増倍管	(6)	推進薬とその原料		
2 測定装置		(46)	中性子発生装置	(7)	推進薬の製造・試験装置		
		(47)	遠隔操作のマニピュレーター	(8)	連続式混合機、バッチ式混合機		
		(48)	放射線遮蔽窓・窓枠	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等		
			放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(10)	複合材料・繊維の製造装置		
			トリチウム	(11)	ノズル		
			トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他		

「セラミック」の例

5項 先端材料

省略

(13) チタンのホウ化物・セラミックの粉末・セラミック半製品・一次製品

(14) セラミック複合材料

省略

輸出管理では何をしたら良いか

②「貨物・技術のマトリクス表」を使い、選択した項番の規制内容(対象物や仕様など)を確認する。

【貨物・技術のマトリクス表の抜粋】

輸出令第5項		貨物等省令第4条		解釈	
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味
輸出令第5項(13)	チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末又はセラミックの半製品若しくは一次製品	貨物等省令第4条第十二号	セラミック粉末若しくはセラミックの半製品若しくは一次製品、セラミック複合材料又はセラミックの材料となる前駆物質であって、次のいずれかに該当するもの イ チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末であって、金属不純物の含有量が全重量の0.5パーセント未満のものうち、粒子の径の平均値が5マイクロメートル以下であり、かつ、径が10マイクロメートルを超える粒子の重量の合計が全重量の10パーセント以下であるもの ロ セラミックの半製品の比強度が98(く。)	セラミックの半製品	原料粉末をバインダー等の添加材を加え粒度調整、混練加工又は造粒加工したもの、及びプレス、鋳込み、射出、押出、ドクターブレード等の方法で成形された焼結前の製品をいう。
		(第4条第十二号ハ(一)又はニ(告示貨物))	ハ セラミック複合材料であって、ガラス又は炭化物をマトリックスとするものうち、次のいずれかに該当するもの (一) 次の1及び2に該当する繊維により強化されたもの 1 比強度が12,700メートルを超えるもの 2 次の系のいずれかの元素の組合せからなるもの 一 けい素及び窒素 二 けい素及び炭素 三 けい素、アルミニウム、酸素及び窒素 四 けい素、酸素及び窒素 (二) 次の1又は2からなる連続した繊維(1,000度の温度における引張強さが70メガパスカル未満のもの、又は1,000度の温度において100メガパスカルの応力が発生する荷重を100時間にわたって加えたときに、クリープ歪みが1パーセントを超えるものを除く。)により強化されたもの 1 酸化アルミニウム 2 けい素、炭素及び窒素	一次製品 ほう化物	焼結行程をへて製造された板、条、帯、棒、素管、管、線材、線、円盤、球、粒をいう。 複合ほう化物を含む。
輸出令第5項(14)	セラミックの複合材料であって、その主たる構成物質がガラス、炭化物又はけい素、ジルコニウム若しくはほう素の炭化物若しくは窒化物であるもの		ニ セラミック複合材料であって、粒子、ウイスキー又は繊維により強化されたものうち、けい素、ジルコニウム又はほう素の炭化物又は窒化物をマトリックスとするもの		

技術の規制					
外為令別表 5項で規制されるプログラム・技術 (貨物の項番を引用していないプログラム・技術は、表の下部に記載)					
政令:5項(1) 貨物等省令第17条第1項			政令:5項(2)		
第一号	第二号	第三号	第一号	第二号	
項番			項番		
-		○ イ又はロに該当するもの設計又は製造に必要な技術	-		
-	○ ハ(一)に該当するもの設計又は製造に必要な技術	-	-		● ハ(一)に該当するもの使用(修理に係るものに限る)に係る技術
-	-	○ ハ(二)に該当するもの設計又は製造に必要な技術	-		
-	○ ニに該当するもの設計又は製造に必要な技術	-	-		● ニに該当するもの使用(修理にかかるものに限る)に係る技術

項番

対象物

仕様など

規制される技術

何をしたら良いか

「貨物・技術のマトリクス表」は、経済産業省 安全保障貿易管理ホームページに掲載されています。

URL : <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

安全保障貿易管理
Export Control

経済産業省

■ サイトマップ 用語の手引き English

TOPICS

最新の制度改革

- ▶ [輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について\(2016.7.29\)](#)
- ▶ [外国ユーザーリストの改正について\(2016.3.29\)](#)
- ▶ [輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の関係、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令等の一部改正について\(2016.3.29\)](#)
- ▶ [イラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について\(2016.1.22\)](#)
- ▶ [外国ユーザーリストの改正について\(2016.1.22\)](#)

意見募集中の案件

説明会開催状況

- ▶ [安全保障貿易管理説明会](#)
- ▶ [大学・研究機関向け説明会](#)
- ▶ [アジア地域向けセミナー](#)

その他

- ▶ [機微技術管理ガイダンス](#)
- ▶ [テレビ番組](#)
[「世界は今、JETRO Global](#)

安全保障貿易管理の概要

申請手続き

企業等の自主管理の促進

関係法令

電子申請

キーワードで調べる

[外為法改正](#) | [貨物・技術のマトリクス表](#) | [輸出管理内部規程](#) | [輸出者等遵守基準](#)
[外国ユーザーリスト](#) | [参考情報：政省令-EU規制番号対比表](#)

新着情報

- 平成28年8月16日 [説明会](#) 平成28年度安全保障貿易管理説明会の開催スケジュールを更新いたしました。
- 平成28年8月4日 [説明会](#) 平成28年度大学・研究機関向け説明会の開催スケジュールを更新いたしました。
- 平成28年7月29日 [説明会](#) 平成28年度安全保障貿易管理説明会の開催スケジュールを更新いたしました。
- 平成28年7月29日 [制度](#) 「輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について」改正情報を掲載いたしました。

申請窓口

経済産業省 安全保障貿易管理課
(本館14F東8)
電話番号：03-3501-2801
東京都千代田区森が間1丁目3番1号

窓口の受付時間

午前：10：00～11：45
午後：1：30～ 3：30
※許可証の受領については、午後：5：00まで

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry
【経済産業省トップページ】

何をしたら良いか

本学での確認手順(「輸出管理の事前チェック表」における、技術又は貨物の内容についての確認)

(別紙様式 1-1)

平成 年 月 日

(別紙様式 1-2)

平成 年 月 日

表面

輸出管理の事前チェック表(技術提供)

表面

輸出管理の事前チェック表(貨物輸出)

このチェック表は、下記活動の実施に当たり、安全保障輸出管理に必要なものです。以下の設問等について事前チェックを行ってください。(貨物輸出がある場合には、別紙様式1-2の事前チェックも行ってください。)

このチェック表は、下記活動の実施に当たり、安全保障輸出管理に必要なものです。以下の設問等につ

技術提供の区分(該当しし点を付す)

1. 留学生、研究生の受入指導 2. 外国人研究者の受入
 4. 海外研究者とメール等で研究情報交換 5. 海外の大学
 6. 外国企業等との共同研究(契約)による研究情報交換 7. 海外の学会
 8. ソフトウェアの提供 9. その他の技術提供 ()

**※1確認結果に基づき、この部分をチェックする
 <確認した項番を()内に記入して下さい>
 [該当しない=はい、該当する=いいえ]**

提供の時期(対象の期間)

年 月 日 ~ 年 月 日

提供する技術(プログラム含む)の内容

技術又は研究の名称 _____

② 外為法 規制リストの規定内容に該当しない内容である
 (経済産業省HP掲載の貨物・技術のマトリックス表参照 URLは以下)
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html

確認した項番を()内に記入する はい いいえ
 ↓相手の概要へ **★手続1へ**

の範囲 実用化に関する事 その他 ()

確認事項1(提供技術に対するチェック)

- ◆ 上記の提供する技術について以下をチェックし、指示に従って手続して下さい。
- ① 公知となっている内容のみである (「はい」の場合 () に入ります) はい いいえ
 公知となった日: _____ ↓相手の概要へ
 公開した媒体や学会名等: _____
- ② 外為法 規制リストの規定内容に該当しない内容である
 (経済産業省HP掲載の貨物・技術のマトリックス表参照 URLは以下)
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html
- 確認した項番を()内に記入する はい いいえ
 ↓相手の概要へ **★手続1へ**
- ★手続1:**相手の概要記入と確認事項2をチェックし、産学官連携室へ連絡して下さい。(役務取引許可申請等の手続が必要です)

相手方の概要

国名	_____	機関・団体名	_____
※在籍国と出身国が違う場合は、両方記載下さい。その際は出身国を()で囲んで下さい。		個人氏名	_____
		※現在どこにも在籍していない場合は、出身機関を記載下さい	

確認事項2(相手方に対するチェック)

- ◆ 上記の相手方について以下をチェックし、指示に従って手続して下さい。
- ③ 名古屋工業大学と雇用契約を締結している。又は来日後6か月経過している。
 ※「はい」は右記を記入→ [契約日(予定日)] 年 月 日 / 来日 年 月 日 はい いいえ
 ↓④へ ↓④へ
- ④ ホワイト国の関係者である。
 (産学官連携センターHP掲載の「ホワイト国」参照 URLは以下)
<http://tic.web.nitech.ac.jp/inside/export-management/export-definition/> ※北朝鮮は原則提供禁止
 チェック終了 **★手続2へ**
- ★手続2:**用途・需要者(相手方)について裏面の「安全保障輸出管理チェックリスト」で詳細チェックを行って下さい。

貨物輸出の時期

平成 年 月 日

輸出貨物の名称等

② 外為法のリスト規制対象品目及び規定内容に該当しない貨物である。
 (経済産業省HP掲載の貨物のマトリックス表参照 URLは以下)
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html

確認した項番を()内に記入する はい いいえ
 ↓輸出先の概要へ **★手続1へ**

確認事項1(輸出貨物に対するチェック)

- ① 上記の輸出貨物は、**食料品または木材**か。 はい いいえ
 ⇒輸出先の概要へ ↓②へ
- ② 外為法のリスト規制対象品目及び規定内容に該当しない貨物である。
 (経済産業省HP掲載の貨物のマトリックス表参照 URLは以下)
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html
- 確認した項番を()内に記入する はい いいえ
 ↓輸出先の概要へ **★手続1へ**
- ★手続1:**輸出先の概要記入と確認事項2をチェックし、産学官連携室へ連絡して下さい。(輸出許可申請等の手続が必要です)

輸出先の概要

国名	_____	相手先	(機関名) _____
		(個人名) _____	

確認事項2(輸出先に対するチェック)

- ③ 輸出先は、懸念のない**ホワイト国**か。
 (産学官連携センターHP掲載の「ホワイト国」参照 URLは以下)
<http://tic.web.nitech.ac.jp/inside/export-management/export-definition/>
 ※北朝鮮は輸出禁止
 チェック終了 **★手続2へ**
- ★手続2:**用途・需要者(輸出先)について裏面の「安全保障輸出管理チェックリスト」で詳細チェックを行って下さい。

輸出管理では何をしたら良いか

※2. 用途についての確認(大量破壊兵器等に用いられるか否か)

① 輸出・技術提供に関して入手した情報に、以下用途が記載、記録されていないかを確認する。

(入手した情報:パンフレット・カタログ・契約書や申込書類等を含むすべて文書・経産省が作成した文書…**すべての媒体が対象**)

※相手側又はその関係者から、以下用途についての連絡を受けていないかも確認する

- (1) 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- (2) 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- (3) 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- (4) 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- (5) 射程若しくは航続距離が300km以上のロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵
- (6) 射程若しくは航続距離が300km以上の無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- (7) 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- (8) 核融合に関する研究
- (9) 原子炉又はその部分若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- (10) 重水の製造
- (11) 核燃料物質の加工又は再処理
- (12) 軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関、又はこれらから委託を受けた者が行う次の行為
 - a. 化学物質の開発若しくは製造
 - b. 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - c. ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - d. 宇宙に関する研究

② 用途に関して、輸出管理上の懸念(次のような内容)がないかを確認する。

- (1) 用途を明らかにしようとししない
- (2) 通常は考えられないほどに有利な条件等を提示された
- (3) 説明された目的(用途)と相手先の研究内容等に齟齬がある
- (4) 用途・目的などに不明な点が多い

何をしたら良いか

(別紙様式2)

安全保障輸出管理チェックリスト

名古屋工業大学

本学での確認手順
 (「輸出管理の事前チェック表」における、
 用途についての確認)

裏面

チェック日： 平成 年 月 日 チェック者：

1. 用途の確認 (非ホワイト国等、キャッチオール規制対応) *全ての項目をチェックして下さい

(1) 提供技術又は輸出貨物が兵器等の開発等に用いられないか又はその懸念はあるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
① 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
② 核融合に関する研究	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③ 原子炉又はその部分若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④ 重水の製造	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

***2確認結果に基づき、この部分をチェックする**

1. 用途の確認 (非ホワイト国等、キャッチオール規制対応) *全ての項目をチェックして下さい		
(1) 提供技術又は輸出貨物が兵器等の開発等に用いられないか又はその懸念はあるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
(2) 経済産業省指定行為 ① 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵 ② 核融合に関する研究 ③ 原子炉又はその部分若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 ④ 重水の製造 ⑤ 核燃料物質の加工又は再処理 ⑥ 軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行う行為か (「はい」の場合は該当項目にチェックを付す) <input type="checkbox"/> a. 化学物質の開発若しくは製造 <input type="checkbox"/> b. 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵 <input type="checkbox"/> c. ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 <input type="checkbox"/> d. 宇宙に関する研究	託を受けて <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ a~dをチェック	
	を付す)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ a~dをチェック
	*全ての項目をチェックして下さい	
	に掲載	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	licy/ampo/index.html	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(3) 国連武器禁輸国向けの場合で通常兵器の開発、製造若しくは使用	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(4) 用途に関して、その他の輸出管理上の懸念があるか (「はい」の場合は該当項目にチェックを付す)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> a. 用途を明らかにしようとする。	a~dをチェック	
<input type="checkbox"/> b. 通常は考えられないほどに有利な条件(価格、引き渡し、保守等)を提示された。		
<input type="checkbox"/> c. 説明された用途と相手先の研究内容等に齟齬がある。		
<input type="checkbox"/> d. その他()		
<input type="checkbox"/> c. その他()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

輸出管理では何をしたら良いか

※3. 需要者についての確認(兵器等に関係があるか又はあったか否か)

① 提供相手が「外国ユーザーリスト」に掲載されていないかを確認する。

「外国ユーザーリスト」は、経済産業省 安全保障貿易管理ホームページに掲載されています。
URL : <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Economy, Trade and Industry's Export Control portal. A red box highlights the link for the 'Foreign User List' (外国ユーザーリスト) under the 'Export Control' section. An orange arrow points from this link to the 'Foreign User List' link in the 'New Information' (新着情報) section. The page includes various navigation menus, a sidebar with 'TOPICS' and '意見募集中の案件', and a main content area with sections for '安全保障貿易管理の概要', '申請手続き', '企業等の自主管理の促進', and '関係法令'. A right sidebar contains links for '用語の手引き', 'English', and '安全保障貿易管理の概要'.

輸出管理では何をしたら良いか

② 輸出・技術提供に関して入手した情報で、提供相手が以下に関係しているか、又は関係していたかを確認する。

(入手した情報:パンフレット・契約書や経歴書等を含むすべて文書・経産省が作成した文書…**すべての媒体が対象**)

※相手側から以下の関わりについての連絡を受けていないかも確認する

- (1) 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- (2) 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- (3) 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- (4) 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- (5) 射程若しくは航続距離が300km以上のロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵
- (6) 射程若しくは航続距離が300km以上の無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵

上記① or ②
に「該当」

※3. 懸念用途についての確認

◆ 上記に該当する場合は、再度 **用途の確認(大量破壊兵器に用いられる可能性があるか否か)**を行う。

<確認する項目>

- i 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- ii 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- iii 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- iv 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- v 射程若しくは航続距離が300km以上のロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵
- vi 射程若しくは航続距離が300km以上の無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- vii 「大量破壊兵器に用いられるおそれの強い品目例」リスト

何をしたら良いか

「大量破壊兵器に用いられるおそれの強い品目例」リスト

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	
4. マルエージング鋼	
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	
8. アイソスタチックプレス	
9. フィラメントワインディング装置	核兵器
10. 周波数変換器	
11. 質量分析計又はイオン源	
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	
20. 耐放射線ロボット	

品目	懸念される用途
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	
25. プリプレグ製造装置	核兵器、ミサイル
26. 人造黒鉛	
27. ジャイロスコープ	
28. ロータリーエンコーダ	ミサイル
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	
30. クレーン車	生物兵器
31. 密閉式の発酵槽	
32. 遠心分離器	
33. 凍結乾燥機	ミサイル、化学兵器
34. 耐食性の反応器	
35. 耐食性のかくはん機	
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	
38. 耐食性の充てん用の機械	ミサイル、生物・化学兵器
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	

何をしたら良いか

「大量破壊兵器に用いられるおそれの強い品目例」リスト ～シリア向けの場合～

品目	懸念される用途
1. ドラフトチャンバー	化学兵器
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具	生物・化学兵器
3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2) 他	化学兵器
4. ジエチレントリアミン(111-40-0)	
5. ブチリルコリンエステラーゼ、臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)	
6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス	
7. バッチ式遠心分離器	生物兵器
8. 発酵槽	
9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11. を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔	化学兵器
10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン	生物兵器
11. 真空ポンプ又はその部分品	
12. 化学物質の分析装置、検知装置等	化学兵器

輸出管理では何をしたら良いか

③ 提供相手が「国連武器禁輸国・地域」に存在又は出身でないかを確認する。

上記③に
「該当」

※3. 懸念用途についての確認

◆ 上記に該当する場合は、通常兵器に用いられる可能性があるか否かの確認を行う。

<確認する項目>

- i 通常兵器(規制リスト第1項に該当するもの)の開発、製造、若しくは使用
- ii 「通常兵器に用いられるおそれの強い品目例」リスト

④ 提供相手に関して、輸出管理上の懸念(次のような内容)がないかを確認する。

- (1) 軍又は国防に関する事務を行う行政機関である
- (2) 専ら軍需物資を研究、開発又は製造を行っている
- (3) 相手側に関する詳細な情報がない、
- (4) 相手側から情報提供を拒否された
- (5) 要望された技術又は貨物が相手方の業容と合わない

「通常兵器に用いられるおそれの強い品目例」リスト

品目
1. ニッケル合金又はチタン合金
2. 焼結磁石
3. 2に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
4. 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリノルマルブチルを含むもの
5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
6. 軸受又はその部分品
7. 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 イ 数値制御を行うことができる工作機械 ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械¥（数値制御を行うことができるものを除く。） ハ 測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）
8. 二次セル
9. 波形記憶装置
10. 電子部品実装ロボット
11. 電子計算機又はその部分品
12. 伝送通信装置又はその部分品
13. フェーズドアレーアンテナ
14. 通信妨害装置又はその部分品
15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置

品目
17. センサー用の光ファイバー
18. レーザー発振器又はその部分品
19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾（こう）配計又はこれらの部分品
20. 重力計
21. レーダー又はその部分品
22. 加速度計又はその部分品
23. ジャイロスコープ又はその部分品
24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
26. 水中用のカメラ又はその附属装置
27. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置
28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
29. ガスタービンエンジン又はその部分品
30. ロケット推進装置又はその部分品
31. 29若しくは30に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
32. 航空機又はその部分品
33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品
34. フラッシュ放電型のエックス線装置

何をしたら良いか

本学での確認手順

(「輸出管理の事前チェック表」における、
需要者についての確認)

(別紙様式 2)

安全保障輸出管理チェックリスト

名古屋工業大学

裏面

チェック日： 平成 年 月 日 チェック者： ㊟

※3確認結果に基づき、この部分をチェックする

1. 用途の確認 (非ホワイト国等、キャッチオール規制対応)

*全ての項目をチェックして下さい

2. 需要者の確認 (非ホワイト国等、キャッチオール規制対応)		*全ての項目をチェックして下さい	
① 需要者が大量破壊兵器等の開発等に関する懸念ある企業・機関等として「外国ユーザーリスト」に掲載されている (経済産業省HP掲載の外国ユーザーリスト参照 URLは右) http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
② 提供技術又は輸出貨物の仕向地が国連武器禁輸国・地域等の輸出管理懸念国である (イラン、イラク、北朝鮮、アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、レバノン、リビア、ソマリア、スーダン)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	委託を受けて a~dをチェック
③ 需要者が大量破壊兵器等に開発等を過去に行っていた、又は現在行っている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
④ 需要者が軍又は国防に関する事務を行う行政機関である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
⑤ 需要者が専ら軍需物資を研究、開発又は製造を行っている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	クを付す)
⑥ 需要者に関して、その他の輸出管理上の懸念があるか。(はいの場合は該当項目に○を付す) <input type="checkbox"/> a. 相手方に関する詳細な情報がない。又は情報提供を拒否された。 <input type="checkbox"/> b. 要望された技術又は貨物が相手方にとって必要と思われない。 <input type="checkbox"/> c. その他()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ a~cをチェック	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	a~dをチェック

2. 需要者の確認 (非ホワイト国等、キャッチオール規制対応)

*全ての項目をチェックして下さい

① 需要者が大量破壊兵器等の開発等に関する懸念ある企業・機関等として「外国ユーザーリスト」に掲載されている (経済産業省HP掲載の外国ユーザーリスト参照 URLは右) http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
② 提供技術又は輸出貨物の仕向地が国連武器禁輸国・地域等の輸出管理懸念国である (イラン、イラク、北朝鮮、アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、レバノン、リビア、ソマリア、スーダン)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③ 需要者が大量破壊兵器等に開発等を過去に行っていた、又は現在行っている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④ 需要者が軍又は国防に関する事務を行う行政機関である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤ 需要者が専ら軍需物資を研究、開発又は製造を行っている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑥ 需要者に関して、その他の輸出管理上の懸念があるか。(はいの場合は該当項目に○を付す) <input type="checkbox"/> a. 相手方に関する詳細な情報がない。又は情報提供を拒否された。 <input type="checkbox"/> b. 要望された技術又は貨物が相手方にとって必要と思われない。 <input type="checkbox"/> c. その他()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ a~cをチェック	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

輸出管理における名工大の現状とお願い事項

1. 技術提供や貨物輸出する(以下の場面が発生する)前に、輸出管理の確認を行って下さい。

- ①留学生・外国人研究者の受入, ②海外の大学や企業との共同研究, ③研究用資機材などの持ち出し
- ④施設見学, ⑤国際会議・展示会などへの出席, ⑥海外の大学との情報交換

※事後確認で、許可必要となった場合は、法令違反となります

平成28年度 提出された輸出管理の事前チェック表では、総数192件の内、28件(15%)が事後となりました。

2. 輸出管理の確認の目的は、「違法な輸出を避け、予期せぬ形で制裁を受けることを防止することであることを認識して下さい。」(「輸出管理の事前チェック表」を作成したらOKではない)

「輸出管理の事前チェック表」は、経済産業省などが行う「立ち入り調査(内部ルールの実施状況調査)」や「事後審査(嫌疑をかけられた時の調査)」の際に説明をする為の書類となります。

**※輸出管理の事前チェック表が不備の場合は、警告や行政処分が実施される可能性があります
<目的を理解した上で、正しく作成して下さい>**

平成28年度 提出された輸出管理の事前チェック表の内、産学官連携室より問合せした案件は45件(総数比 23%)でした。

3. 相手が「ホワイト国」であれば、すべて問題ないと思わないで下さい。

リスト規制に「該当」する場合は、すべての国・地域が経済産業大臣の許可の対象となります。

ホワイト国であっても、用途が「大量破壊兵器の開発等や軍事」の場合は、包括許可が失効となります。

※「ホワイト国」であっても、規制リストの確認及び用途の確認は重要です

4. 安易に「公知の技術」のみの提供と判断しないで下さい。

「いままで誰も知らないことを明らかにしていく」のが研究と考えた場合、公知の技術のみ提供のケースは限定されるのではないかと思います。

※公知の内容が主であっても、それ以外の情報が含まれる場合は、「公知の技術」のみの提供にはなりません

平成28年度、「公知の技術」のみ提供と判断された件数は、前年より42件増加(総数比+24%)し、70件(総数比 37%)となりました。

輸出管理における名工大の現状とお願い事項

5. 旅行簿ワークフローの「海外への技術提供、貨物持出」欄を安易に「なし」としないで下さい。

用務に「講演」、「発表」、「打合せ」、「討論」、「指導」、「講義」がある場合は、技術提供「あり」になります。
身の回り品以外（個人使用のPC、携帯電話は除く）の持ち出しがある場合は、貨物持出「あり」になります。

※「輸出管理の事前チェック表」提出不要＝技術提供、貨物持出「なし」ではありません

平成28年度、海外出張総数 812件の内、海外への技術提供、貨物持出「なし」が781件(96%) となりましたが、
産学連携室で確認した結果「なし」対象は、578件(71%) となりました。

6. 国際スピード郵便(EMS)での物品送付も、「輸出」であることを認識して下さい。

輸出管理法令「該当品」や税関評価価格(価値)20万円以上のものは、正規通関手続が必要
受け取り側では、輸入時に税金(関税など)が発生します。(FedEx, DHLでの送付でも同じ)

※「国際郵便約款」を守らず依頼して起こった輸送上の問題の責任は、発送依頼人となります

最後に

法令を知らなかった、技術提供が規制対象であると知らなかったなど注意を怠ると、予期せぬところで違反を犯してしまう可能性があります。

『産学官連携室は、先生方が安心して研究できるようにサポートいたします。

不明な点、或いは判断に迷うことがあれば、お気軽にご相談下さい。

【連絡先・相談窓口】 研究支援課 産学官連携室(電話:052-735-5627 内線:5627)